

# 空家等対策協議会モデル要綱

平成 29 年 3 月

千葉県すまいづくり協議会空家等対策検討部会

## 1. 目的

本要綱は、市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 1 項に基づく協議会を設置する場合に作成する設置要綱の参考となるよう、モデル要綱を示したものです。

## 2. 注意点

本要綱を使用する場合、下記の点に注意してください。

- (1) 法第 7 条の協議会が地方自治法第 138 条の 4 第 4 項の「附属機関」に該当するか否かについては、各市町村における協議会の構成員や機能等に応じて御判断いただくこととなります。

本モデルにおいては、協議会の早期立ち上げの観点から、附属機関に該当しない協議会として、要綱等により設置するものとしています。

そのため、附属機関であると誤解を招くことがないように、要綱等において、「調査」「審査」「審議」「答申」「提言」「建議」等の役割を予定しないなど、作成に当たっては注意しています。

- (2) 本モデル要綱を利用する場合でも、モデル要綱のアンダーライン部分は、各市町村で必ず検討が必要となります。
- (3) 要綱第 7, 8 条に専門部会についての記載がありますが、専門部会の設置は必須ではありませんが、例えば特定空家等の判断に関することを専門家等で事前協議する場合に活用する等が考えられます。

### 3. その他補足

本検討は、モデル要綱としておりますが、市町村が定める場合、設置要領や運営要領等としてより具体的内容を定めることも想定されます。

その場合想定される項目について、以下に列記します。

- ・委員の欠席（代理者等への委任の可否、会長への事前報告等について）
- ・委員の除斥（委員の自己及び親族等の利害にかかわる場合の除斥規程）
- ・協議会の公開（原則公開の旨、及び非公開の内容、決定方法について）
- ・開催の周知（周知方法、期日等について）
- ・傍聴（手続き、入場の禁止、遵守事項、退場、違反措置、資料回収等について）
- ・会議録（作成及び公表等について）

## 〇〇市町村空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、〇〇市町村空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること
- (2) 空家等対策計画の実施に係る次に掲げる事項に関すること
  - ア 特定空家等の判断に関すること
  - イ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること
  - ウ 特定空家等に対する措置の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

※第3条(2)アについて、協議会はあくまで意見聴取等の場となり、「特定空家等」に該当するか否かの判断は、執行する市町村に属する事務となります。

(組織)

第4条 協議会は、市町村長のほか、市町村長が必要と認める別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 市町村長は、協議事項の具体的内容に応じて、前項に掲げる以外の者を順次委員に加えることができる。

- 3 委員の任期は〇年とし、再任は妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会の代表となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**※市町村長の参加は必須ですが、必ずしも会長、副会長とする必要はありません。**

(会議)

第6条 協議会の会議は、市町村長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。ただし、会長が指名したものを議長とすることができる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、意見又は説明を述べさせることができる。

(専門部会)

**※7条は部会を設置する場合**

第7条 協議会には、特定の事項を協議するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委員報償)

第8条 委員に支給する報償は、日額〇〇円とする。

(※特別職の職員及び非常勤の職員の報酬等に関する条例による場合には、「特別職の職員及び非常勤の職員の報酬等に関する条例の規定を適用する」とする。)

(守秘義務)

第9条 協議会の委員、専門部会の構成員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会及び専門部会の庶務は、〇〇市町村〇〇課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

2 なお、協議会は、地方自治法（昭和22年法律67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しないものとする。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別表

委 員（市町村長が必要と認める者）
市町村の議会の議員
弁護士
司法書士
宅地建物取引業者
不動産鑑定士
土地家屋調査士
建築士
社会福祉士の資格を有して地域の福祉に携わる者
郷土史研究家
大学教授・教員等
自治会役員
民生委員
地域住民
警察職員
消防職員
道路管理者等公物管理者
まちづくりや地域おこしを行うNPO
担当部・局・課長
その他市町村長が必要と認める者

※職種を例示しています。

＜委員候補者＞ 様

市町村長 ○○ ○○

「○○市町村空家等対策検討協議会」委員への就任について（依頼）

○○市町村のまちづくり行政につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、○○市町村では、空家等の対策に関する事項を協議するため、○○市町村空家等対策検討協議会を設置することとしております。

つきましては、この度、同協議会委員への就任をお願いしたく、ご多用のこととは存じますが、この協議会設置の主旨をご理解いただき、御承諾くださるようお願いいたします。

なお、御承諾いただける場合は、お手数ですが同封の承諾書に御記入のうえ、担当まで御返送くださいますようお願いいたします。

記

- 1 委員任期  
設置の日（又は平成○○年○月○○日）から平成○○年○月○○日まで
- 2 会議予定回数等  
年○回程度

（担当）

○○市町村○○部  
○○課 ○○  
電話 ○○－○○－○○  
FAX ○○－○○－○○  
メール ○○@○○. j p

＜参考様式2＞承諾書（候補者向け）

承 諾 書

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇第〇〇号で依頼のありました「〇〇市町村空家  
等対策協議会」委員の就任を承諾します。

平成〇〇年 月 日

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

＜所属する組織の長＞ 様

市町村長 ○○ ○○

「○○市町村空家等対策検討協議会」委員への就任について（依頼）

○○市町村のまちづくり行政につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、○○市町村では、空家等の対策に関する事項を協議するため、○○市町村空家等対策検討協議会を設置することとしております。

つきましては、下記に掲げる職員の方に委員の就任をお願いしたく、御承諾くださるようお願いいたします。

なお、御承諾いただける場合は、お手数ですが同封の承諾書に御記入のうえ、担当まで御返送くださいますようお願いいたします。

記

- 1 委員候補者  
＜役職名 氏名＞
- 2 委員任期  
設置の日（又は平成○○年○月○○日）から平成○○年○月○○日まで
- 3 会議予定回数等  
年○回程度

（担当）

○○市町村○○部  
住宅課 住宅政策班 ○○

電話 ○○－○○－○○

FAX ○○－○○－○○

メール ○○@○○. j p

＜参考様式4＞承諾書（所属長向け）

承 諾 書

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇第〇〇号－〇で依頼のありました下記職員の  
「〇〇市町村空家等対策協議会」委員の就任を承諾します。

記

＜委員候補者：役職名 氏名＞

平成〇〇年 月 日

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

(所属長) 団 体 名 \_\_\_\_\_

職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

＜所属する組織の長＞ 様

市町村長 〇〇 〇〇

「〇〇市町村空家等対策検討協議会」委員への就任について（依頼）

本県のまちづくり行政につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、〇〇市町村では、空家等の対策に関する事項を協議するため、〇〇市町村空家等対策検討協議会を設置することとしております。

つきましては、貴団体職員に同協議会委員の就任をお願いしたく、御推薦くださるようお願いいたします。

御推薦いただける場合は、お手数ですが同封の推薦書に御記入のうえ、担当まで御返送くださいますようお願いいたします。

（担当）

〇〇市町村〇〇部

住宅課 住宅政策班 〇〇

電話 〇〇－〇〇－〇〇

FAX 〇〇－〇〇－〇〇

メール 〇〇@〇〇. j p

推 薦 書

平成〇〇年〇月〇〇日付け第〇〇号で依頼のありました「〇〇市町村空家等  
対策検討協議会」委員について、下記の職員を推薦します。

平成 年 月 日

市町村長 〇〇 〇〇 様

団体名 \_\_\_\_\_

役職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

記

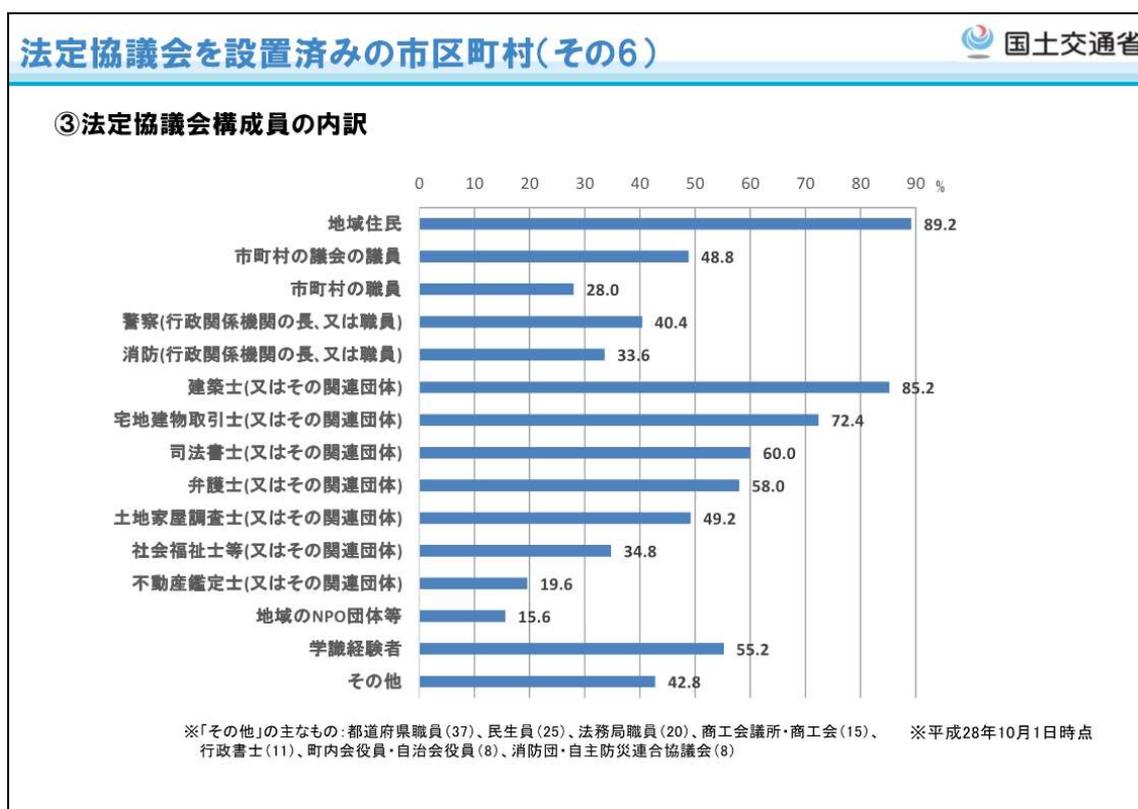
部署名 \_\_\_\_\_

役職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

【参考1:法定協議会構成員の内訳】※法定協議会設置済みは251市区町村(平成28年10月1日時点)



(国土交通省HPより)

【参考2:その他想定される構成員】

分野	関係団体・職種(例示)	想定される役割・視点(例示)
金融・税関連	銀行、信用金庫	利活用(跡地活用も含む)
	農業協同組合	農地転用
	税理士	税制度全般
福祉関連	社会福祉協議会	居住支援
建設業	建設業協会	改修・修繕・解体
運送業	郵便局、配達事業者	地域の現状把握(道路状況等)
地域おこし等	まちづくり協議会、地域おこし協力隊、移住者	地域おこし
	シルバー人材センター	地域の見守り
	自主防災連絡協議会	防災
	防犯協会	防犯
環境保全	公衆衛生組合	不法投棄、地域清掃
	環境美化推進協議会	
	環境保健衛生協会	
ライフライン	水道企業団	実態把握

	電力会社	
都市計画等	都市計画審議会	街づくり
	文化財保護協会	歴史的建造物
	景観形成審議会	景観づくり
その他	大学教授	街づくり等各種

**【参考3:「協議会の構成員」に関する国QA抜粋】**

質問事項	回答
「郷土史研究家」については、どのような意見をもろうことを想定しているのか。	例えば、空家等の中には各市町村における歴史的建造物も含まれるところ、そのような建造物の利活用方策や保存方策について郷土史研究家のご意見を頂くことが考えられます。
「道路管理者等公物管理者」とは何か。	道路法第18条第1項の「道路管理者」、河川法第7条の「河川管理者」など個別法に基づき公物を管理するものを指します。